

議長（茅根猛君） 次，4番深谷渉君の発言を許します。

〔4番 深谷渉君登壇〕

4番（深谷渉君） 公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告に従い一般質問を行います。

初めに地方交付税についてであります。

国の交付税特別会計の事業仕分けについてであります。先般，政府は行政刷新会議による事業仕分け第3弾を行いました。仕分け本番前に担当大臣はお金を出そうとは思っていない，期待感はなくしていただきたいと，当初から財源捻出を放棄した発言をしていました。私は，その報道に触れ，何のための事業仕分けなのかと不思議に思いました。初めからお金は出ないという結論ありきで，予算の組み替えに貢献できないのであれば，パフォーマンスの人気とりの劇場のために税金を使うのはやめてもらいたいとの心境でありました。

今回の事業仕分けで交付税特会の事業仕分けが行われました。本市にとって地方交付税は，歳入全体の4割弱と毎年最も大きな割合を占めております。それだけに大きな関心が寄せられたのではないのでしょうか。この交付税特会の事業仕分け劇場で，埋蔵金どころか隠れ借金が33兆円発覚との報道がなされました。

この事業仕分けで仕分け人たちの発言を聞いて，私は激しい憤りを感じました。その仕分け人の発言は，交付税は国が意図したとおりに使うべきだ。交付税を渡すと地方の無駄遣いを助長する。現場の担当者は国に面倒を見てもらえと思っている。借金を特会から臨財債に付けかえる体質をリセットすべきだ。臨財債は後に交付税措置されるからモラルハザードも起きている等々であります。

これらの発言は，地方への責任転嫁と地方軽視の何物でもないと感じるのであります。民主党政権は地域主権を標榜していたのではないのでしょうか。私はそのあしき本質を見た思いがいたしました。そこで，この事業仕分けの内容についてのご所見をお伺いいたします。

2つ目に，地方交付税別枠加算廃止の場合の影響についてであります。

財務省は，来年2011年度予算編成で，総務省の要求している地方交付税の1兆4,850億円の別枠加算を廃止する方針を固めたとの報道がありました。事業仕分けでも仕分け人から地方財政計画の課題，大き過ぎる計画を徹底的に洗い出す必要がある等の，地方財政計画の抜本改革の主張がありました。同様な理由で財務省の判断になったようであります。

この別枠での加算は，自公政権のとき疲弊する地方財政・経済に配慮して2009年度に導入したものであります。2009年度には1兆円。2010年度には1兆4,850億円が地方交付税に加算配分されました。それにより本市でも，当初の予算で2008年度地方交付税が86億6,800万円であったものが，地方交付税歳入額が今度2009年度には88億7,000万円，そして2010年度には92億円と増額され，市民福祉の向上が図られてきたわけであります。

マニフェストに地方財源の充実を明記したのはうそだったのですか。またもマニフェスト違反ですかと言いたくなります。そこで本市にとって，別枠加算が廃止になった場合，交付税歳入額の減はどのくらいになると推測されるのかお伺いいたします。そしてその減額を補うために，ど

のような方針で本市の財政運営をしていくのか、そのご所見をお伺いいたします。

2つ目に里地・里山の保全活用についてであります。

C O P 1 0におけるS A T O Y A M Aイニシアティブについて。本年は国連で定めた国際生物多様性年に当たり、10月には約190カ国の代表が参加して名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議C O P 1 0が開催されました。日本は議長国として国際社会に対し2次的な自然環境において持続可能な自然資源の利用、管理を進めるS A T O Y A M Aイニシアティブを提唱いたしました。

しかし、日本の里山も今や生物多様性を失いかけている状況にあります。今後は農業を含めた里山の機能回復と生物多様性保全の取り組みの活性化を図り、国内の里地・里山の保全活用を率先して推進し、S A T O Y A M Aイニシアティブを大いに発展させていくことが強く求められるのではないのでしょうか。本イニシアティブの核となる長期ビジョンは、自然共生社会の実現、つまり人と自然の良好な関係が構築されている社会の実現であります。本市として、S A T O Y A M Aイニシアティブをどのようにとらえ、考えているのかご所見をお伺いいたします。

次に、里地・里山の現状であります。本市は長年にわたって人間の影響を受けて形成維持されてきた農山村及びそれに隣接する農地、森林、草地などで構成される大きな地域を持っております。まさにこのS A T O Y A M Aイニシアティブが対象としている地域であります。本市が把握している今の里地・里山の現状をどのように考えているのかお聞かせください。

続きまして、本市の里地・里山保全活用の取り組みについてでございます。環境省では、里地・里山の保全活用の展開を図るため、里地・里山保全活用行動計画を策定し、本年9月15日に発表しております。行動計画では、里地・里山保全活用の重要なポイントが示され、その実践事例が具体的に紹介されております。そこで、本市の里地・里山保全活用の今までの取り組みについてと、今後の具体的展開をお聞かせください。

4番目に、生物多様性地域戦略策定についてであります。平成20年6月に生物多様性基本法が施行されております。環境省の調査によれば、この基本法が地方自治体に求めている生物多様性地域戦略を策定した地方公共団体は8道県2政令指定都市2市町村だそうです。現在策定中は、12都県7政令指定都市6市町村であります。さきの臨時国会で可決した数少ない法案の中に、生物多様性活動促進法案があります。これにより地域における多様な主体が連携して、保全活動を促進するための地域戦略策定のインセンティブとなる仕組みが導入されたのであります。本市として、生物多様性地域戦略の策定について、どのようにお考えなのかご所見をお伺いいたします。

続きまして、3番目の買い物弱者を支える地域生活インフラについてであります。

宅配・買い物代行サービスの現状と取り組みについて。最初に買い物弱者という言葉に少し触れたいと思います。マスメディアでは、一般的に買い物難民と表現されておりますが、難民はある土地を離れて避難する人々を指すことが多いため、経済産業省の地域生活インフラを支える流通のあり方研究会が本年5月にまとめた報告書で、買い物難民ではなく買い物弱者という言葉を使用しております。

そしてその定義は、地域社会のスーパーの撤退や商店街の衰退などと、車を持たず遠くのショッピングセンターなど大型店へ出かけるのもままならないという流通面と、交通のアクセス面が失われ、核家族化により家族の支援も受けられず、食料品や日用品などの日々の買い物にも困っている高齢者らを中心とした層を買い物弱者と位置付けております。

少子高齢化、過疎地域拡大が進む中、この買い物弱者が増えております。最近では中山間地域だけでなく、地方都市や首都圏近郊の団地にも広がっており、経済産業省の推計によると全国で600万人程度に上ります。この買い物弱者の現状を検証し、解決に向けた取り組みについて、経産省の商務流通グループ流通政策課が、先ほどの地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書としてまとめ、本年5月に発表しました。

この報告書の中に、本市の宅配・買い物代行サービスの取り組み例が掲載されております。6章からなる132ページに上る報告書で、第2章の流通による社会課題への対応の項目に、課題の解決に向けての地方自治体による買い物支援策が9つあり、その中の1つとして掲載されております。

私は9月の市議会定例会において、地域福祉計画策定の取り組みができていないことを指摘し、その中でひとり暮らしの高齢者等の見守り事業を取り上げました。答弁の中に、当該報告書で掲載されました宅配・買い物代行サービスの取り組みが挙げられました。買い物の代行を兼ねて高齢者の見守りをしているとのことでした。このサービス、昨年度の利用人数は67名でありました。しかし、この数字を私は聞いてかなり少ないなと疑問を感じておりました。

その後少し現況を調べますと、個人商店による買い物は商品の数が限られる、商店側は人手不足や後継者がなく閉店等々、やはり利用者にとっての利便性がなくサービス提供者側も問題を抱えていることがわかります。これから増え続ける買い物弱者に対する施策として、現在の宅配・買い物代行サービスは既に限界が来ているのではないのでしょうか。

そこで、本市としてこのサービスが始まったときからの利用人数と推移とサービス提供側の店舗数の推移をお示しいただきながら、このサービスの現況をどのようにとらえているのかお伺いいたします。

続きまして、地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告に関する所見についてであります。経済産業省のこの報告書はかなり証左に富んだ報告書であると思います。私も長年流通業に身を置いていましたので、興味深く読みました。少子高齢化・人口減少が進み、行政の財政負担が増大し、民間サービスの撤退が進んでいくと予想される中で、地方自治体を中心とした行政の役割も変わらざるを得ません。行政も民間と密接に協力・連携しながら公共サービスにかかわる行政コストを抑制することが求められます。

各地方自治体がこの取り組みをする中で、営利事業者の支援に税金を使うのかという強い批判もあるようであります。しかし、営利事業者への補助を否定すると公的サービスの提供に民間事業者のノウハウやネットワークを活用できなくなります。現時点において、まだ地方自治体における地域生活インフラ支援のための営利事業者との連携事例はそれほど多くないようです。

買い物を含む生活支援分野のサービス提供は、まずは民間事業者の活動や自助・共助で行うの

が原則ですが、民間事業者のネットワーク活用等による法律化にも限界があります。その場合、やはりそのエリアで生活必需品提供等の地域生活インフラを提供する追加コストを公的に負担するという問題に帰着してしまいます。公的負担については、民間事業者や地域住民と連携することで、なるべく低コストなものにする努力を続ける必要が求められます。この報告書に関し、行政としてどのようなご所見をお持ちになったのかお伺いいたします。

買い物弱者に対する本市の新たな取り組みについてであります。常陸大宮市では、若手店主で作るあきない組が高齢者宅などに商品を届ける宅配サービス「あきない鮮隊トクンジャー」を今月15日から始めるようです。既存商店の販売の底上げも図るねらいで、地域住民の役に立つ取り組みを進めたいとしております。

また、城里町は来年2月から宅配便大手と提携して、注文を受けた商品を即日配達するネットスーパー事業に乗り出します。官民共同で展開するのは県内初ということで注目されております。民間宅配会社のネットスーパーの配送から決済までのノウハウを利用し、城里版システムを構築しております。

先ほど、本市の宅配・買い物代行サービスは利用者にとって利便性が少なく、サービス提供者側も問題を抱え限界に来ているのではないかと述べました。そこで本市としてこれにかわる新たな取り組みを模索する必要があると思います。その意味で、今回の経済産業省の報告書は大いに参考になるのではないのでしょうか。この報告書には、いろいろなアンケート調査も出ております。その調査をもとに以下の提案もされております。

買い物支援サービスは、利便性を重視しがちですが、楽しみとしての買い物という要素を大事にして、複数の手段を組み合わせ、日時や目的に応じて用いるサービスを使い分けていく工夫が必要であるとの提案であります。本市の新たな取り組みについての現状をお伺いいたします。

最後4番目に、うつ病対策についてであります。

本市のうつ病患者の現状についてであります。うつ病は今や国民病ともいわれ、有病者数が約250万人と推測されております。高どまりする自殺の大きな要因でもあり、その対策は急務であります。公明党は早くからうつ対策ワーキングチームを立ち上げ、その対策や支援をしてみました。本市において私が知る範囲でも病状の程度はさまざまですが有病者は少なくありません。本市において、うつ病患者についての現状をどのように把握され、対応されているのかお伺いいたします。

次に、認知行動療法についてであります。現在うつ病などの治療法として注目を集めているのが、認知行動療法であります。薬物療法中心の日本のうつ病治療にあって認知行動療法は、精神診療と薬物療法を組み合わせることで、症状の改善に効果を上げております。認知行動療法は、精神疾患患者の考え方に注目し、対話を通してサポートするものです。治療の科学的根拠がはっきりしており、薬物療法との併用で効果が高まっていることもわかっております。

以前うつ病は薬物療法で治るといわれておりました。しかし、実際は3分の1が慢性化し、治っても2分の1は再発しているのが現状でした。こうした慢性患者にも認知行動療法の効果が証明されております。

沖縄県立総合福祉保健センターでは、2005年からうつ病デイケアという形で認知行動療法を取り入れております。これによって治療を受けた人の9割に症状改善の結果が出ております。認知行動療法に関し、イギリスなどでは国を挙げて治療のガイドライン策定や人材育成に取り組んでいますが、日本はまだ専門家が限られているのが現状であります。

この治療法は非常に高額でしたが、公明党も推進し、今年4月からうつ病治療に対する保険適用が実現されました。東京都小平市の国立精神・神経医療研究センターの樋口総長は、社会全体が精神的な課題に注目せざるを得なくなってきた。保険適用されるのはまだ医師のみで、心理士らも加えたチーム医療を確立しなければ発展しないと見解を示しております。この認知行動療法について、本市はどのような認識をされているのかご所見をお伺いいたします。

続きまして、保健師相談事業に当たる支援者への実務研修についてであります。鹿児島県は2006年に全国ワースト9位だった自殺率が3年後の2009年には26位にまで改善いたしました。2005年からは積極的に自殺対策を行うプログラムを実施し、その対象地域であるさつま町は啓発用パンフレット「こころのお天気だより」の全戸配布、「こころの健康度評価表」を使い、うつ状態が見られるハイリスク者を早期発見し、相談や訪問支援を行っております。

茨城県内のある組合は、県と連携を図り研修を受けて、仕事上で接した人に対して、いつもと違う衝動の人に対して保健センターや医療機関につなげる体制を準備しているところも出てきているそうです。鹿児島市の精神保健福祉センターでは保健師や相談事業に当たる支援者を対象に認知行動療法の研修を実施して100人が研修を受け、地域での支援体制の強化を進めております。

本市としても積極的に情報収集に努め、保健師等の積極的な研修参加を求めますが、ご所見をお伺いいたします。

4番目に治療希望者への情報提供についてであります。認知行動療法は、今後その可能性が広がってくると考えられます。研修を受けた保健師による地域での自殺予防や、医師に相談できない患者の話聞くゲートキーパーを看護師などに担ってもらうこともできるでしょう。職域では社員教育などによるうつ病や復職支援に利用できます。また、教育現場からは認知行動療法的なプログラムによって、子どもたちに思いやりの心が生まれ、荒れた中学校が再生したとの報告もあるそうです。

今後、うつ病の治療希望者に対し、認知行動療法の情報提供体制、医療機関案内を含めた普及拡大の充実が求められると思いますが、この点に関し、ご所見をお伺いいたします。

以上で、私の1回目の一般質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いたします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 大森茂樹君登壇〕

総務部長（大森茂樹君） 地方交付税についてのご質問にお答えいたします。

初めに、国の交付税特別会計の事業仕分けについてのご質問にお答えいたします。議員ご発言のとおり地方交付税につきましては、国の事業仕分けにおいて評価者よりさまざまな意見が出され、ワーキンググループの評価結果としましては、制度の抜本的見直しとされたところでありま

す。

本市には、平成21年度において地方交付税94億8,900万円、地方交付税の補てん措置となっている臨時財政対策債5億円、合計約100億円が処置されており、本市にとって最も重要な財源となっておりますので、事業仕分けを受けて今後どのような見直しが行われるのか危惧しているところでございます。見直しにより地方交付税が減額となれば、本市の財政運営に大きな影響を与えることとなりますので、今後の国の予算編成等について注視してまいりたいと考えております。

続きまして、地方交付税別枠加算が廃止になった場合の影響についてのご質問にお答えいたします。

先日、財務省が平成23年度予算編成に当たり、地方交付税の別枠加算1兆5,000億円を廃止する方向で調整に入ったとの報道がございました。財務省の方針どおりに別枠加算が廃止になりますと、本市に与える影響は大きく、平成22年度ベースで申し上げますと、約5億3,000万円が減額されることとなります。さらに本市は合併算定替により19億円の措置を受けておりますが、平成27年度からはこれらも段階的に減額となります。

本市は地方交付税の割合が高いので、別枠加算の廃止など地方交付税が減額となった場合、当面は基金の取り崩しや行革努力により対応するとしても、将来的には現在の行政サービスの見直しについても着手せざるを得ないものと考えております。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 豊田紀雄君登壇〕

市民生活部長（豊田紀雄君） 里地・里山の保全活用についてのご質問にお答えいたします。

4項目の質問でしたけれども、国及び国際レベルのもの、市町村レベルのもの2点に集約してお答えいたしたいと思っております。

1点目、国及び国際レベルであるCOP10におけるSATOYAMAイニシアティブについては、里山を適正に管理し人間と自然資源の持続可能な関係を再構築するため、その活動を世界的に推進することを採択したものであると認識しているところでありまして、生物多様性地域戦略策定につきましては、さきの臨時国会で生物多様性保全のための活動促進等に関する法律案が可決されたばかりということで、茨城県に確認をとったところであります。

県では、国より具体的方針が示されていないので、コメントは出せないとのことでありましたので、当市におきましてもそれらの動向を踏まえまして県と共同により、この問題に対処してまいりたいと考えております。

2点目としまして、当市の里地・里山の現状認識と保全活用の取り組みについてをあわせてお答えいたします。

近年、里山に隣接する集落の生活様式の変化や高齢化、過疎化の進展により、里山に人の手が入りにくくなっている現状から、少なからず里山の環境は劣化しているものと推測しているものであります。また、農薬や化学肥料等を使用する農法への変革や耕作放棄地の増加などの影響を受け、生物にとっての生息環境が変わり、目に見えて生態系の変化を感じているところでありま

す。

したがいまして、当市の豊かな森林、農地の保全と水源確保や水辺環境の保全を通して、多種多様な野生動植物の生息環境の改善に取り組む必要があるものと認識しているところであります。

このような現状を踏まえ、当市の里地・里山保全活用の取り組みにつきましては、森林湖沼環境税を活用し、本年度末までに間伐事業を約488ヘクタール、身近な緑整備事業で下刈りと間伐を約40ヘクタール実施することとなっております。また、恵の森事業・百年の森事業など各地区での地域ボランティア等の活動事例や、市民提案型まちづくり事業においても里山整備等の環境保全活動が活発化されてきている状況でもございます。

今後の展開としましては、市の総合計画及び環境基本計画の中で、生態系の保護を含めた環境保全に係る各施策の推進、さらには水辺や森林の保全による生物の多様性の確保などの施策が明記されておりますことから、今後も引き続き市民環境会議等の関係機関・団体等との連携を図り、里山の環境保全の取り組みを強化してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 保健福祉部関連のご質問にお答えいたします。

まず、買い物弱者を支える地域生活インフラについての中での宅配・買い物代行サービスの現状と取り組みについてのご質問にお答えいたします。

利用状況でございますが、事業を開始しました平成18年度からで、これにつきましては8月からの実施でございますが、36事業者、利用実人数68名、利用回数814回、続く平成19年度は71事業者、利用実人数72人、利用回数1,172回、平成20年度は70事業者、利用実人数74人、利用回数1,435回、平成21年度は70事業者、利用実人数67人、利用回数1,478回でございます。以上の状況から、利用実人数はほぼ横ばいとなっているものの、利用回数は多少増加しているという状況になっております。

当市の宅配・買い物代行サービスは、全国の先進事例にも紹介されておまして、高齢者としては有効な手段であるとの認識を持っております。しかし、平成19年度におけます登録事業者数は71事業者でしたが、廃業などにより現在67事業者と減少しております。この現状が利用状況の伸びにどのような影響を与えているのかも含めまして、現在アンケート調査を実施しております。いずれにしましても登録事業者数のうち4割近い25事業者が70歳以上と高齢化をしておりますので、配達の支障を来すおそれがあることなどが今後の課題であるというようにとらえております。

次に、地域生活インフラを支える流通のあり方研究会の報告に対する所見について、ご質問にお答えいたします。

この報告書は、経済産業省が買い物に不便を感じている人々が全国的に増加していることに対応するため、買い物支援等の取り組みについてまとめたものでございますが、報告書にはさまざまな取り組みが紹介されております。その中には先進的な取り組みも含まれておりますが、一方でコスト面に課題のある自治体の負担のかなり大きな事業もあるものという感想を持っております。

す。本市としましては、今後参考となる事例をもとに本市の実情に合った対策を研究してまいりたいと思っております。

次に、買い物弱者に対する新たな取り組みについてのご質問にお答えいたします。

現在、新たな取り組みについて商工会と市の関係各課が協議を進めております。買い物の実態を把握する必要があることから、支援を必要としております高齢者を対象に買い物に関するアンケート調査を実施しております。今後、この調査の結果をもとに、先ほど申し上げました報告書の先進的な事例も参考としながら、地域の実情に応じた高齢者の見守り、安否確認も含め、高齢者が地域で安全、安心、快適な生活が送れるよう、今後の対策について検討をしてまいりたいと思っております。

続きまして、うつ病対策についての中の本市のうつ病患者の状況についてお答えを申し上げます。

まず、うつ病患者数などの統計データでございますが、国、県それに市町村においてもございません。国民健康保険診療分の集計データから本市の現状についてお答えをしたいと思います。

平成22年の5月の国民健康保険の診療状況で見ますと、国民健康保険加入者1万5,728人の中でうつ病を含む気分障害で診察を受けた方は136人おります。率にしますと0.8%という状況でございます。

また、茨城県の統計データから、うつ病と関係の深い自殺者数のデータを見ますと、当市で平成17年に19名をピークとしまして、平成18年には17名、平成19年は13名、平成20年は11名と年々減少をしております。しかし、3年ごとに国で行われる患者調査のデータを見ますと、平成17年に気分障害で調査月の1カ月間の患者数は国全体で10万4,800人でしたが、平成20年の集計では10万8,000人ということで、微増の傾向を示しております。

このようなことから、本市におきましてもうつ傾向の患者の動向は注意する必要があるというように認識をしております。現在、特定健康診査における高齢者に対する基本チェックリストを活用し、閉じこもりやうつ症状の把握を実施しておりますし、また、出産後の母親の産後うつを早期に発見し援助するため、赤ちゃん訪問におけるエジンバラ産後うつ質問票の活用や専門医師による精神保健相談の毎月の実施、国の補助を受けました自殺対策事業としての講演会、さらにパンフレットの配布等に積極的に取り組んでいるところでございます。

続きまして、認知行動療法についてのご質問にお答えをいたします。

認知行動療法につきましては、心理療法としての認知療法の1つとしてうつ病治療に効果があるだけではなくて、不安・怒りなどの感情問題やストレス障害、さらには対人問題などにかかわる問題全般に適用され、成果があらわれている療法ということで認識をしております。しかし、この療法は診療報酬に算定されるためには、30分以上の診療時間をかけ、国の定めるプログラムに従って実施しなければならないなど制約があるため、取り組む医療機関は少なく、県内では現在3医療機関が認知行動療法を行っている状況にとどまっております。

本市の対応としましては、精神保健福祉士の協力により精神障害者デイサービスにおいて認知

療法を取り入れるなどして、今後も積極的にデイサービスの中で活用してまいりたいと思っております。

続きまして、保健師相談業務に当たる支援者への実務研修についてのご質問にお答えいたします。

今年度うつ・自殺対策として精神保健を担当する保健師3名が自殺予防のためのゲートキーパー研修会を受講しております。また、年度内にうつ病対策の研修会に保健師の参加を予定するなど、うつ病・自殺対策の充実を図っておりますが、今後、認知行動療法に関する研修会の機会があれば積極的に参加をしてみたいと思っております。また、県保健師連絡協議会などの場においても研修実施の要望をしてみたいと思っております。

最後に、治療希望者への情報提供についてのご質問にお答えをいたします。

現在、毎月行っております専門医師による精神保健相談などの相談業務の中で、認知行動療法や県内の医療機関等の情報を提供してまいります。

以上です。

議長（茅根猛君） 4番深谷渉君。

〔4番 深谷渉君登壇〕

4番（深谷渉君） ただいまは、ご答弁大変ありがとうございました。

最初に、地方交付税についてであります。

ご答弁にありましたように、本当に地方交付税、この別枠加算が廃止されると非常に本市としても厳しい状況であるということがわかりだと思えます。事業仕分けにおいて、本当に事業仕分けの中でどういうことを言ってるのかなと思うと非常に腹立たしく思ったんですけども、しまいにはこの臨財債、地方で発行する臨財債はもう地方で返してくださいよって言いかねないような状況でありますので、本当に注意していきたいなと思っております。

この別枠加算、本当に基金の取り崩しにも限界があるかと思えます。そしてまた、合併算定替がなくなった場合に本当に本市としても厳しい財政運営が今後とも図られていくわけであります。市民福祉の低下を招くことがないよう、本当に大きな事業に対しては慎重に市としても対応してもらいたいなとつくづく感じるものであります。

続きまして、里地・里山の保全についてでありますけれども、里山の現状、本当に5つに区別して分けられると思えます。動植物の生息生育環境の質の低下、そして人と野生鳥獣のあつれきの深刻化、また、ごみの投棄、そしてまた景観や国土保全機能の低下、そしてまた管理の担い手の活力の低下であります。

里地・里山は、本当に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置して、長い人間の歴史の中で野生鳥獣や動植物の生育環境がバランスよく形成維持されてきました。しかし、便利な生活用品に囲まれた人間生活環境の変化により、同じ人間によりもたらされた今の里山の現状を回復できるのは、やはり人間であります。

イノシシ・ハクビシン等の野生鳥獣の捕獲に労力を使うのは野生鳥獣のせいではなく、ここ数十年間で人間自身がもたらした災害なのであります。ですから里地・里山を保全するには長期計

画的戦略が必要になってくると思います。また、SATOYAMAイニシアティブは3つの行動指針を提案しております。その中の1つに私は注目しております。それは伝統的な地域の土地所有管理形態を尊重した上での新たな共同管理のあり方の探求であります。

例えば東京都の町田市は、東京の中心部から30キロほど離れた位置にある丘陵地帯でありますけれども、以前は典型的な農村地帯でした。いまだ二次林や水田等の二次的自然が残されております。しかし、その環境も耕作放棄地や二次林の荒廃が進み、植生管理はできておりませんでした。そこで、その地域の住民が東京都と協力して管理組合を結成して伝統的農法、植生管理、保全工事、復元、動物管理に取り組んで成果を上げている例もございます。

本市としても長期的地域戦略策定と新たな共同管理のあり方を模索する必要があるのではないかと思います。積極的な取り組みを要望いたします。

3つ目の買い物弱者を支える地域生活インフラについてでありますけれども、本市の宅配・買い物代行サービスの問題点は、私と若干認識が違っておりましたけれども、その対応を現在商工会等と協議しているとのことでありました。先ほど提案した提案を参考にさせていただきながら、今後の新たな施策に期待をしております。

1点だけ質問をさせていただきます。その協議の最終結論、今協議中と言っておりましたけれども、つまり新たな具体策を策定していくのかどうか、そしてまた、いつごろまでを目途に考えているのか、その点1点お伺いしたいと思います。

4つ目のうつ病対策であります。認知行動療法については、まだまだ普及されていないのが現状であります。県内でも3医療機関しか扱っておりません。今答弁があったとおりであります。今後とも本市としてもこの療法を早くから注目していただいて情報収集、また研修会参加等を積極的に進めていくことが、うつ対策に早期に手を打って市民の命を守ることにになると意識していただき、今後の対応に期待したいと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 2回目の答弁をさせていただきます。

買い物代行サービスの現在のアンケート調査ですが、こちらにつきましては地域の民生委員さんを通して実施をしておりますが、今年度中にそのアンケート結果がまとまると思いますので、それを受けて来年度中に検討をしていくということで基本的に考えております。来年度の早い時期に検討していきたいと思っております。

以上です。